

東京医療学院大学 GPA に関する取扱い要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、東京医療学院大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要項において「GPA」とは、各授業科目の成績評価に対応して4～0の評価（グレードポイント。以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりの成績評価平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、本学卒業要件科目で評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

(配 点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- (1) S (90点～100点) GP = 4
- (2) A (80点～89点) GP = 3
- (3) B (70点～79点) GP = 2
- (4) C (60点～69点) GP = 1
- (5) D (0点～59点) GP = 0 (試験放棄・履修放棄含む)

(GPAの計算方法)

第5条 GPAの計算は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第3位を切り捨てし小数点第2位までの数値を表記する。

- (1) 年間GPAの計算式

$$\frac{\text{(当該年度に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

- (2) 累積GPAの計算式

$$\frac{\text{(過去に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{過去の総履修登録単位数}}$$

(履修放棄科目の取扱い)

第6条 履修登録科目の辞退申請をした科目を除き、履修を放棄した科目の成績は、放棄として扱う。

(G P Aの通知)

第7条 G P Aの学生への通知は、成績通知表に当該学期G P A及び累積G P Aを表記し、通知する。

(学修指導計画)

第8条 各学科は、G P Aに基づく学修指導の計画を策定し、学生への学修指導を行うものとする。なお、G P Aが1.0以下の場合は退学勧告することができる。

(改 廃)

第9条 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、平成31(2019年)年4月1日から施行する。